

(地価税法の一部改正)

第百三十九条 地価税法の一部を次のように改正する。

第三十二条第四項中「現物分配又は」を「現物分配若しくは」に改め、同条第五項第一号中「第四条の六」を「第四条の二」に改め、同項第二号中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第百四十条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三号及び第十四条第三項中「千分の三十八」を「千分の三十六」に、「千分の九百六十二」を「千分の九百六十四」に改める。

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正)

第百四十一条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「、第八十一条の二十二第一項」を削り、同項第六号を削り、同項第七号を同項

第六号とし、同項第八号中「又は連結事業年度」を削り、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同条第三項中「第四条の六第一項」を「第四条の二第一項」に改める。

第三条第一項及び第二項中「又は連結事業年度」を削り、同条第四項中「第七十五条の三第二項」を「第七十五条の四第二項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の二第二項に規定する特定法人」及び「又は租税特別措置法第六十八条の百十二の規定により読み替えて適用される同編第一章の二三節第二款の二」を削り、「同法第六十八条の四」を「同条」に、「法人税法第七十五条の三第一項」を「同法第七十五条の四第一項」に改め、「租税特別措置法第六十八条の百十二の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の二十四の二第一項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項（適用額明細書の提出義務）の規定」と、同条第三項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の規定」と」を削る。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第四百四十二条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中「第六十六条の七第四項第一号」を「第六十六条の七第五項第一号」に改め、同表外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の項及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の項中「平成四十九年十二月三十一日」を「令和十九年十二月三十一日」に改め、同表国税通則法の項中「第七十条第四項第三号」を「第七十条第五項第三号」に改め、同表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の項を次のように改める。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に		第六条第一項	
税	国外財産に係る所得	所得税（	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（
	国外財産に係る所得税等		

係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）					
第六條第二項第一号	第六條第三項	第六條第四項第一号	第六條第六項及び第七項	第六條の三第一項	第六條の三第二項
所得税	国外財産に係る所得税	所得税	国外財産に係る所得税	所得税（ 財産債務に係る所得	財産債務に係る所得
所得税及び復興特別所得税	国外財産に係る所得税等	所得税及び復興特別所得税	国外財産に係る所得税等	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（ 財産債務に係る所得税等	財産債務に係る所得税等

第六十三條第四項中「第七十條第四項」を「第七十條第五項」に、「第一項又は前項」を「又は前二項」に、「第一項若しくは前項」を「若しくは前二項」に、「前二項」を「又は第三項」に、「前二項又は」を「若しくは第三項又は」に、「が前条」を「日が前条」に、「前条」を「同条」に、「前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号口中「前条」とあるのは「前条又は特別措置法第六十三條第三項」に改め、同條第八項中「及び第四項」を「及び第五項」に、「前二項の」を「一の」に、「前二項及び」を「及び」に、「同條第四項」を「同條第五項」に、「第一項又は前項」を「又は前二項」に、「第一項、前項」を「若しくは前二項」に、「が前条」を「日が前条」に、「前条」を「同条」に、「前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号口中「前条」とあるのは「前条及び特別措置法第六十三條第八項」に改め、同條第十項中「同項中」を「同項中」「に」「あるのは、」「を「あるのは」「に、」「とする」を「と、」「第七十條第三項」とあるのは「特別措置法第六十三條第八項の規定により読み替えて適用される第七十條第三項」とする」に改める。

第百四十三條 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置

法の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中「第六十六条の七第五項第一号、第六十六条の九の三第四項第一号、第六十八条の九十一第四項第一号及び第六十八条の九十三の三第四項第一号」を「第六十六条の七第四項第一号及び第六十六条の九の三第三項第一号」に改め、同表法人税法（昭和四十年法律第三十

四号）の項中

第八十一条の八の二第一項	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得 税の額
第八十一条の十五の二第二項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の 額の合計額
第四百四十二条の六の二	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得 税の額

を

第四百四十二条の六の二	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得 税の額
-------------	-------	----------------------

に改め、同表地

第十二条の二第二項

法人税法

法人税法（平成二十六年法律第十一号）の項中

第十二条の二第三項		
法人税法	つき同法	

特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	つき法人税法
-----------------------------------	-----------------------------------	--------

を

第十二条の二第二項		
法人税法	つき同法	
特別措置法 の規定によ される法人	つき法人税	

第三十三条第一項

り読み替えて適用

税法

法

に、「第十二条の二第五項」を「第十二条の二第四項」に改め、同条第二項中「又

は各連結事業年度（第四十条第十二号に規定する連結事業年度をいい、課税事業年度又は第四十九条第三項の規定の適用がある同項に規定する連結事業年度を除く。以下この項において同じ。）を削り、「又は各連結事業年度における」を「における」に改め、「又は第八十一条の十四第一項」を削る。

（租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律の一部改正）

第四百四十四条 租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項中「（平成二十五年法律第五号）第八条」を「（令和二年法律第 号）第十五条」に、「特例基準割合」を「利子税特例基準割合」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改

正)

第四百四十五条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第二項、第四項、第六項及び第八項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第四百四十六条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第十五条中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改める。

附則第十六条第一項の表以外の部分及び同項の表附則第三条の項中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改め、同表附則第五条第一項の項中「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、

同表附則第五条第二項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に、「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同表附則第五条第三項の項、附則第五条第四項及び第五項の項、附則第七条第一項の項及び附則第八条第一項の項中「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同表附則第八条第三項及び第九条の項及び附則第十条第一項、第十一条及び第十二条の項中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改め、同表附則第十三条第二項の項及び附則第十四条第一項の項中「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同表附則第十四条第三項の項中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改め、同条第二項中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改める。

附則第十六条の三中「三十一年新消費税法」を「元年新消費税法」に改める。

附則第十八条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

（平成二十六年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十七条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第八十六条第二項中「新租税特別措置法」を「租税特別措置法」に、「限る。」を「限る。」に、「もの」を「もの」に改める。

（平成二十七年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四百四十八条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第五十条第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第五十一条第四項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第五十二条第十二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第百三条第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第百五条第九項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

（健康保険法等の一部改正）

第四百四十九条 次に掲げる法律の規定中「特例基準割合」を「延滞税特例基準割合」に、「第九十三条第二項」を「第九十四条第一項」に改める。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）附則第九条

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第十条

三 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）附則第二十九項

四 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）附則第十七条の十四

五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第二十条の八第五項

六 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）附則第九条の二の五

七 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）附則第八項

八 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）附則第七項

九 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）附則第十二条

十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の六

十一 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりな

おその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条第一項

十二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）附則第十五条

十三 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第三条の二

十四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）附則第三条の二

十五 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）附則第九条の二

十六 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十六条の二及び第八十二条の二

（地方自治法の一部改正）

第百五十条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百六十条の二第十六項中「及び第二項」を削り、「。」「と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と」を加える。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第六十八條の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務」を削り、同項第二号中「第六十八條の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務」を削る。

（農業協同組合法等の一部改正）

第百五十一条 次に掲げる法律の規定中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五条及び第七十二条の七
- 二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八条
- 三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条
- 四 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第十条
- 五 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第十二条
- 六 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第七条

（農業保険法の一部改正）

第百五十二条 農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七百七十六条第一項第二号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同項第三号を削る。

(貿易保険法の一部改正)

第五百五十三条 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第四項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額）」を削り、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項第二号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号及び第八号を削り、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とする。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第五百五十四条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項中「又はその計上した連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第三項中「又はその翌連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第百五十五条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又はその払戻しをした連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第三項中「若しくは同法第二条第三十一号」を「又は同法第二条第三十一号」に改め、「又は同条第三十一号の二に規定する連結中間申告書で同法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの若しくは同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書」を削る。

第十五条第二項中「又はその計上した連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第三項中「又はその翌連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第百五十六条 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第十三項中「及び第二項」を削り、「。」「と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるの

は「除くものとし、管理組合法人を含む」とを加える。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第百五十七条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

(預金保険法等の一部改正)

第百五十八条 次に掲げる法律の規定中「並びに同法第六十三条、第六十八条の六十八及び第六十八条の六十九」を「及び同法第六十三条」に、「同法第六十二条の三第二項第一号に」を「同号に」に改める。

一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第百三十五条第三項及び附則第二十二條第二項

二 保険業法(平成七年法律第百五号)第二百七十条の九第四項及び附則第一条の二の十二第二項

三 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)第

二十六条第二項

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第百五十九条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「及び第二項」を削り、「。」と」の下に「同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、法人である政党等を含む」とを加える。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百六十条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三百二十一条の二第三項中「又は連結事業年度」及び「又は第八十一条の十九」を削る。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第百六十一条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百六十四条の二第一項中「及び第二項」を削り、「。」と」の下に「同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、防災街区整備事業組合を含む」とを加える。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第百六十二条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「及び第二項」を削り、「含む。」と「と」の下に「同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、特定非営利活動法人を含む」とを加える。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第百六十三条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同条第三項中「第六十六条の十三第一項」を「第六十六条の十二」に、「同項」を「同条ただし書」に改める。

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正)

第百六十四条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「及び第二項」を削り、「。」「と」の下に「同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、マンション建替組合を含む」とを加える。

第三百三十九条第一項中「及び第二項」を削り、「。」「と」の下に「同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、マンション敷地売却組合を含む」とを加える。

（会社更生法の一部改正）

第百六十五条 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二百三十二条第三項中「又は連結事業年度」及び「第八十一条の十九」を削る。

（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正）

第百六十六条 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「及び第六十八条の九十五」を削り、「同法第六十六条の十一第一項」を「同条第一項」に、「次に掲げるもの」とあるのは「を「次に掲げるもの」とあるのは、」に改め、「同法第六十八条の九十五第一項中「長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で第六十六条の十一第一項各号に掲げるもの」とあるのは「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第二十条に規定する補償基金に係る同法第十九条第四項の補償賦課金」とを削

る。

(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正)

第六百六十七条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項中「又は連結事業年度(同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。次項において同じ。)」の連結所得(同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次項において同じ。)」の金額」を削り、同条第二項中「又は連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第六百六十八条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第三十七条の十四第九項、第十七項若しくは第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律の一部改正)

第百六十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「新租税特別措置法」を「租税特別措置法」に改め、同条第五項中「における新租税特別措置法」を「における租税特別措置法」に、「への新租税特別措置法」を「への同法」に、「新租税特別措置法第三十七条の十四第七項」を「同法第三十七条の十四第八項」に、「開設している新租税特別措置法」を「開設している同法」に改める。

(生産性向上特別措置法の一部改正)

第百七十条 生産性向上特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

(罰則に関する経過措置)

第百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同

じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。